

通達区分	一般通達
有効期間	5年(令和12年3月31日)

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

宮本免第436号
令和7年3月24日
交通部 長

運転経歴証明書関係事務取扱要領の制定について（通達）

運転経歴証明書関係事務について、運転経歴証明書関係事務取扱要領を別添のとおり制定し、令和7年3月24日から施行することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

別添

運転経歴証明書関係事務取扱要領

第1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第105条の2に規定する運転経歴証明書及び運転経歴情報（以下「運転経歴証明書等」という。）に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の意義

この要領において使用する用語は、法第6章及び宮城県道路交通規則（平成13年宮城県公安委員会規則第1号。以下「県規則」という。）第8章において使用する用語の例による。

第3 基本的取扱い

1 受付時間等

受付時間等は運転免許課長が別に定める。

2 基本的事項

運転経歴証明書、運転経歴情報に係る申請及び届出（以下「申請等」という。）は、申請等を行う本人又は代理人から提出又は提示された書類について必要な審査を行い受理するものとする。

ただし、個人番号カードにおける運転経歴情報の抹消に係る届出以外の手続については、各警察署においては受理せず、各運転免許センター及び気仙沼警察署のみ行うものとする。

3 申請等の受理

(1) 交付等申請

ア 法第105条の2第1項及び法第105条の2第3項の規定による運転経歴証明書の交付等申請（以下「交付等申請」という。）の受理は、県規則第33条の2第2項の運転経歴証明書交付等申請書（以下「交付等申請書」という。）により、交付等申請をしようとする者に係る住民票の写し、個人番号カード、健康保険の被保険者証等の住所、氏名及び生年月日を確認することができる書類（以下「証明書類」という。）の提示を受け、交付等申請の内容と照合確認して行うこと。ただし、法第104条の4第1項の規定による申請による運転免許の取消し（以下「申請取消し」という。）と同時に交付申請を行う場合で、申請取消しに係る運転免許証の記載事項に変更がないときは、証明書類の提示は要しないものとする。この場合、公安委員会関係手数料条例（平成12年宮城県条例第21号）で定める交付手数料の額を徴収すること。

なお、気仙沼警察署を除く警察署（以下「各警察署」という。）においては、交付等申請書に申請用写真を添付したもので受理すること。

イ 申請取消しを受けてから5年を経過していない者の確認は、申請取消しと同時に交付申請を行う場合を除き、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令

第60号) 第30条の7第5号に規定する申請による運転免許の取消通知書の提示を受け、運転経歴証明書等(再交付)申請調査票(別記様式第1号)(以下「申請調査票」という。)を提出させて、警察庁に対し免許証番号並びに氏名及び生年月日による免許・不適格事実照会(以下「警察庁照会」という。)を行うこと。この場合において、各警察署は、警察庁照会を交通部運転免許課(以下「運転免許課」という。)に依頼すること。

ウ 更新を受けなかった者の交付等申請に係る意思確認

運転免許証の更新を受けなかった者で、法第105条第1項の規定により当該免許証に係る免許が失効した日から5年を経過していない者(以下「免許失効者」という。)の交付等申請を受理する際は、当該免許失効者が真に運転経歴証明書等の交付等を希望しているかどうかについて、その意思を確認すること。

なお、同人が特定失効者又は当該免許の失効した日から起算して6月を越え1年を経過していない者(特定失効者を除く。)である場合は、運転免許試験の一部免除の適用を受けられなくなることを教示すること。

エ 免許失効者の確認

免許失効者の確認は、交付等申請に係る失効した運転免許証(以下「失効免許証」という。)を返納させて(失効免許証を既に返納している場合又は亡失し、若しくは滅失した場合(以下「亡失等」という。)を除く。)又は亡失等により失効免許証の返納ができない場合は申請調査票を提出させて警察庁照会を行うこと。この場合において、各警察署は警察庁照会を運転免許課に依頼すること。

オ 免許失効者の交付等申請に係る受理基準

免許失効者の交付等申請は、失効免許証の有効期間が満了する日において、次のいずれにも該当しない場合に受理すること。

- (ア) 交通事故又は交通違反をし、免許の取消しの対象者に該当していたとき。
- (イ) 交通事故又は交通違反をし、免許の停止の対象者又は違反者講習の対象者に該当していたとき。
- (ウ) 臨時適性検査に係る免許の取消し又は停止の対象者に該当していたとき。
- (エ) 失効した免許の全てについて初心運転者講習又は再試験の対象者に該当していたとき。
- (オ) 若年運転者講習の対象者又は特例取得免許の取消しの対象者に該当していたとき。

カ 運転免許課の回答要領

運転免許課は、各警察署から警察庁照会の依頼を受けたときは、速やかに警察庁照会を行うものとする。この場合において、免許失効者が前記オの受理基準に該当する場合は、各取扱所属に照会し、その処理状況を確認した上

で結果を回答すること。

(2) 記載事項等変更届

県規則第33条の2第3項の運転経歴証明書記載事項等変更届（以下「記載事項等変更届」という。）の受理は、氏名の変更のときは変更事項を確認することができる変更済の住民票の写し又は個人番号カードの提示を、住所の変更のときは変更事項を確認することができる変更済の住民票の写し、又は個人番号カード及び変更を証明することができる書類の提示を受け、申請内容と照合確認して行うこと。この場合において、運転経歴証明書の裏面備考欄への変更事項の記載は、運転免許証の記載事項変更に係る備考欄への記載要領に準じ、当該変更事項について行うこと。

(3) 再交付申請

県規則第33条の2第4項の運転経歴証明書の再交付の受理は、それぞれ次により行うこと。

ア 汚損、破損等の場合

申請用写真を添付したもので受理し、再交付を申請する者（以下「再交付申請者」という。）に係る住民票の写し等の提示を受け、申請内容と照合確認すること。

イ 亡失等の場合

申請用写真を添付したもので受理し、再交付申請者から運転経歴証明書等亡失・滅失等てん末書（別記様式第2号）及び申請調査票を提出させ、警察庁照会を行い、運転経歴証明書の交付を受けていた者であることを確認した上で、再交付を申請する者に係る住民票の写し等の提示を受け、申請内容と照合確認すること。この場合において、南三陸警察署は警察庁照会を運転免許課に依頼すること。

ウ 前記ア及びイ以外の場合

運転経歴証明書の記載事項の変更、運転経歴証明書に表示されている写真の変更等の事由による再交付申請については、再交付申請者から申請する理由を聴取し、再交付の要件に該当することを確認した上で受理すること。

なお、南三陸警察署においては、申請用写真を添付したもので受理し、また、同時に記載事項等変更届があったときは前記(2)の規定により行うこと。

(4) 代理人による申請

申請等について代理人が申請する場合は、別に定める運転免許関係事務取扱要領別記様式第17号の申請取消し等申請確認書を提出させて受理すること。この場合において、交付申請及び再交付申請のときは、運転経歴証明書交付等申請書に申請用写真を添付したもので受理すること。

第4 従前の運転経歴証明書を有する者に係る取扱い

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成23年内閣府令第70号。以下「改正府令」という。）附則第2項に規定する経過措置の取扱いは、次によるもの

とする。

1 再交付の取扱い

改政府令の施行前に交付を受けた現に保有する運転経歴証明書（以下「旧経歴証明書」という。）から改政府令の施行後の運転経歴証明書（以下「新経歴証明書」という。）への切替えは、前記第3-3-(3)の再交付申請により取り扱うものとする。ただし、申請取消しから5年以上経過している場合は、記載事項が判読できる旧経歴証明書を所持している場合にのみ受理すること。

2 記載事項変更届の取扱い

運転経歴証明書記載事項変更届を提出しようとする者に対しては、新経歴証明書への切替えが可能であることを教示し、旧経歴証明書に係る記載事項変更届は受理しないこと。

3 返納届の取扱い

運転経歴証明書返納届を提出しようとする者に対しては、新経歴証明書への切替えが可能であることを教示しないまま旧経歴証明書に係る返納届は受理しないこと。

第5 関係書類の送付

申請等を受理した各警察署長は、速やかに関係書類を運転免許課長に送付するものとする。

第6 運転経歴証明書等の作成、交付及び書込み

1 免許センター等

免許センター等（宮城県運転免許センター（以下「県免許センター」という。）、宮城県警察石巻運転免許センター（以下「石巻免許センター」という。）、宮城県警察古川運転免許センター（以下「古川免許センター」という。）、宮城県警察仙南運転免許センター（以下「仙南免許センター」という。）及び気仙沼警察署をいう。以下同じ。）で受理した交付申請及び再交付申請に係る運転経歴証明書の作成、交付及び運転経歴情報の個人番号カードへの書き込みは、申請を受理した免許センター等で、交付等申請又は再交付申請を行おうとする者を直接撮影した上で即日対応するものとする。

2 各警察署

各警察署で受理した交付申請及び再交付申請に係る運転経歴証明書は、運転免許課で申請用写真を複写撮影した上で運転経歴証明書を作成し、申請を受理した各警察署において後日交付するものとする。この場合において、運転経歴証明書を交付する日は、申請を受理した日からおおむね14日以内の平日とする。ただし、郵送事情により14日以内の交付が困難な場合は、その都度、各警察署と運転免許課が連絡調整して定めるものとする。

3 代理人による申請

代理人による交付申請又は再交付申請を受理した場合、県免許センター、石巻免許センター、古川免許センター、仙南免許センター及び気仙沼警察署について

は、申請用写真を複写撮影した上で運転経歴証明書を作成し、即日交付するものとする。また、各警察署については、県免許センターにおいて申請用写真を複写撮影した上で運転経歴証明書を作成して、当該申請を受理した所属において後日交付するものとする。

第7 運転経歴証明書等の修正

生年月日、性別等の訂正による運転経歴証明書等の修正は、免許センター等で取り扱い、運転経歴証明書は再作成して行うものとする。この場合において、生年月日及び性別の訂正は、住民票の写しの提出を受けて行うものとする。

第8 運転経歴証明書等の照会番号の付与

運転経歴証明書等の照会番号は、別途指定する番号により付与するものとする。

別記様式第1号

運転経歴証明書等(再交付)申請調査票

1 次の事項について記入してください。

住所				
フリガナ			生年月日	明・大・昭・平 年 月 日
氏名 (旧姓)	氏(旧姓)	名	性別	男・女
電話番号	自宅	携帯		

2 次の質問にお答えください。

(1) 運転免許の取消申請日(又は失効日)はいつ頃ですか。

_____年 _____月 _____日頃

(2) 運転免許の取消申請をした(又は失効した運転免許証の住所地を管轄する)公安委員会(都道府県名)はどこですか。

_____公安委員会(都道府県名)

(3) 運転免許の取消申請をした(又は免許を失効した)時の運転免許証の住所はどこですか。

住所 _____都道府県 _____市・郡 _____区・町 _____

(4) 取消申請をした(又は失効した)運転免許の種類は何ですか。

全部 一部

大 中 準 普 大 大 普 小 原 けん 大 中 普 大 けん
 型 型 型 通 特 二 二 特 付 引 二 二 二 二 引二

次の黒枠内は、職員が記載しますので記入しないでください。

○ 受理年月日				
	年	月	日	午前・後 時 分
○ 受理者				
	所属	センター・署	係名	階級 氏名

※後日申請及び取消日不明な場合の回答欄

○ 照会回答				
	センター	年	月	日 午前・後 時 分
・ 申請を受理	することができる	(年 月 日全部免許申請取消し)	
	することができない	(申請取消の事実が確認することができない。)		

別記様式第2号

運転経歴証明書等亡失・滅失等てん末書 年 月 日 宮城県公安委員会 殿			
住所	市 郡		
氏名		生年月日	年 月 日
連絡先 (電話番号)	自宅	— —	勤務先名称()
	携帯	— —	電話番号 — —
亡失・滅失等の年月日時	年 月 日	午(前・後)	時 分 から
	年 月 日	午(前・後)	時 分 までの間
亡失・滅失等の場所(区間)			
亡失・滅失等した 運転経歴証明書	交付公安委員会	宮城県 () 公安委員会	
	交付年月日	年 月 日	
	免許の種類	大 中 準 普 大 大 普 小 原 けん 大 中 普 大 けん 型 型 型 通 特 自 自 特 付 引 二 型 二 通 二 特 二 引 二	
亡失・滅失等の状況		
亡失・滅失等の届出状況	届出の有・無	届出年月日	年 月 日
		届出先	警察署 交番・駐在所
3か月以内の交通違反歴 人身事故歴	有・無	交通違反名 ()	
		人身事故歴	回
過去1年以内の再交付回数	0回、 1回、 2回、 3回以上(回)		
私は、運転経歴証明書を2通持つことが道路交通法施行規則第30条の12の規定により禁止されていること及び亡失等した運転経歴証明書を発見したときは、速やかに返納しなければならないことは理解しておりますので、これに違反しないことを誓います。 また、申請に当たり、次の注意事項は分かりました。 氏名			

注意事項

- 1 虚偽の申立てにより運転経歴証明書の再交付申請を行った場合は、処罰されることがあります。
- 2 このてん末書は、運転経歴証明書再交付の申請書に添付して提出してください。

受理日時	年 月 日 午前・午後 時 分
受理者	所属 官職 氏名